

算定基礎届の提出について

本年も、算定基礎届を提出していただく時期となりました。

算定基礎届とは被保険者が実際に受ける報酬と、既に決定されている「標準報酬月額」がかけはなれないように毎年1回原則として7月1日現在の被保険者全員（6月1日以降資格取得者は除外）について、4月・5月・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。この決定を「定時決定」といい、そのために保険者（年金事務所・健康保険組合）に提出する届書を「算定基礎届」といいます。

算定基礎届提出方法

★健保組合からは送付いたしません。

健保組合からは、算定基礎届の用紙及び電子媒体（CD）はご送付いたしません。年金事務所より送付された用紙等をご利用ください。

※年金事務所より、用紙等が届かない場合には、当健保組合にご連絡ください。

「算定基礎届」は電子媒体（CD）による届出、電子申請による届出、専用様式の書面による届出の3通りの方法があります。

健康保険提出用・厚生年金提出用を、それぞれ1部ずつ作成してください。

1. 電子媒体（CD）でお届けの場合

社会保険届書作成プログラムの「健康保険組合情報登録」が未登録の場合は、必ずご登録の上、作成してください。登録方法はホームページ(<http://www.itkenpo.jp>)をご参照ください。

なお、ご不明の場合は健保組合にお問い合わせください。

- ① 電子媒体届書総括票・・・作成
- ② CD・・・・・・・・・・作成

2. 電子申請でお届けの場合

届書作成プログラムや自社システム、労務管理ソフトを使用して、届書データ（CSV形式）を作成し、マイナポータルからご申請ください。

3. 用紙でお届けの場合

厚生年金用の書類を作成後、健保用に算定基礎届をすべてコピーし、ご提出ください。

- ① 算定基礎届・・・・・・・・厚生年金用のコピー

ご提出期限

令和5年7月10日（月）当健保組合必着にてお願いいたします。

届出対象者

7月1日現在、在籍する全被保険者です。

ただし、次に該当する方は「定時決定」の対象外となりますので、「算定基礎届」の届出は必要ありません。

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 6月30日以前に退職した方
- ③ 7月改定の月額変更届を提出する方
- ④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方
 - 8月または9月の随時改定に該当した方については、随時改定が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。
 - ・上記③および④の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄「3. 月額変更予定」を○で囲んでください。
 - ・電子媒体申請および電子申請の場合は、上記③および④の対象者を除いて作成してください。
 - ・上記④の方について、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届をご提出ください。

備考欄に記載のお願い

★ 従前と改定後に2等級以上の差がある場合

【固定的賃金の変動がない場合】

・月額変更に該当しません。非固定的賃金（残業等）のみが変動した方につきましては必ず「算定基礎届」の備考欄に「固定給の変動なし」とご記入ください。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 週及支払額		⑩ 備考	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額		⑫ 合計(⑪+⑫)		⑬ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑭ 平均額	
		⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 昇給	⑬ 降給	⑭ 総計	⑭ 修正平均額		
21		健保 太郎		5-501109		5 9			
5	260	260	4 9	昇給		883.300		1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他()	
4	31	291.400	0	291.400		294.433			
5	30	289.700	0	289.700		294.433			
6	31	302.200	0	302.200				固定給の変動なし	

必ずご記入ください

【固定的賃金の変動がある場合】

・「月額変更届」ご提出の際は、備考⑦昇(降)給欄の昇(降)給区分・昇(降)給年月をご記入ください。また、備考欄に昇(降)給差額をご記入ください。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 週及支払額		⑩ 備考	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額		⑫ 合計(⑪+⑫)		⑬ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑭ 平均額	
		⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 昇給	⑬ 降給	⑭ 総計	⑭ 修正平均額		
21		健保 太郎		5-501109		5 9			
5	260	260	4 9	昇給 6		883.300		1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他()	
4	31	291.400	0	291.400		294.433			
5	30	289.700	0	289.700		294.433			
6	31	302.200	0	302.200				昇給 10.000円 9月 月額変更対象者	

必ずご記入ください

その他の事例につきましては、当健保組合のホームページをご参照ください。

(TOPページ→お知らせ→「算定基礎届に関するご案内」)

【月額変更届提出対象場合】

- ・下記の表をご参照の上、月額変更該当・不該当をご確認ください。
- ・月額変更に該当する方につきましては、別途、「月額変更届」をご提出ください。
- ※7月月額変更該当者についても月額変更届をご提出ください。
- また、昨年(令和4年)8月以降未提出の月額変更届がございましたら、併せてご提出ください。

【参照1】 ケース別固定的賃金の変動と月額変更届出(支払基礎日数の要件を満たしている場合)

報 酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3ヶ月の報酬の平均額(2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更(随時改定)		○	○	×	○	○	×

※当健保組合にて確認・点検後、賃金台帳・出勤簿等ご提出いただく場合がございますので、よろしくごお願いいたします。